

消費税軽減税率制度説明会 開催のお知らせ

消費税軽減税率制度は平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の
税率が8%から10%に引き上げられると同時に実施されます。
お早目にご準備をお願いします

種子島税務署職員が事業者の方に知って頂きたい軽減税率制度の
ポイントをご紹介します。

- ・ 軽減税率の対象品目はなんだろう？
- ・ 帳簿や請求書の記載方法はどうか変わるの？
- ・ 税額はどうやって計算するの？
- ・ 複数税率対応レジ等を購入する際の補助金制度は？
- ・ 免税事業者の方も、課税事業者と取引を行う場合

区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

◎軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者だけでなく、免税事業者の方も取扱商品の適用税率の
確認や適用税率ごとの区分経理など制度の実施に向けた早目の準備が必要となります。

日 時

平成30年 6月20日(水) 13:30~15:00

場 所

屋久島町商工会 安房支所

受講料

無料 どなたでも受講できます 業務による途中入退室も可です

共 催

屋久島町青色申告会

申込み方法 受講を希望される方は6月18日(月)までに、本紙をFAX
(46-3267)または屋久島町商工会本支所までお電話にてお申込みください。

事業所名		受講者名	
住 所		電話番号	



屋久島町商工会 安房支所☎46-2137 宮之浦本所☎42-0159

*6月21日(木) 15時～「明日から使える売上アップ直結のWEB活用講座」を同会場で開催します。